

山梨県環境・エネルギー部

令和4年8月25日

大気水質保全課 課長 中川 直美
(ばいじん・燃え殻の処理関係)

電話 055-223-1510 (内線 6400)

環境整備課 課長 大森 栄治

電話 055-223-1515 (内線 6450)

報道関係者各位

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者による 測定結果(令和3年度)を公表 ～排出ガス基準超過の1施設を改善指導し、全ての施設で基準適合～

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設^{注)}の設置者は、特定施設からの排出ガスや排水等のダイオキシン類による汚染状況を年1回以上測定し、その結果を県又は甲府市へ報告することとされている。

令和3年度に県又は甲府市に報告のあった測定結果を公表する。

注) 焼却能力が50kg/h以上である廃棄物焼却炉等のダイオキシン類を排出する施設

○ 測定結果の概要 ※ 表中括弧内の数字は、甲府市に報告のあった数を示す。

- 55施設全ての設置者から測定結果の報告があった。そのうち1施設については排出ガスに係る排出基準を超過したが、その後改善指導により施設の修繕を行い再測定した結果、排出基準に適合となった。これにより、報告があった施設については全て排出基準に適合した(個別施設の測定結果等は別添一覧を参照)。

項目	特定施設種類	対象施設数*1	報告施設数		未報告施設数	
			排出基準		稼働	廃止等
			適合	不適合		
排出ガス	廃棄物焼却炉	52 (4)	51 (4)	1	0	0
	アルミニウム合金製造施設	1	1	0	0	0
排水	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	1	1	0	0	0
	下水道終末処理施設	1 (1)	1 (1)	0	0	0
合計		55 (5)	54 (5)	1	0	0

[ばいじん及び燃え殻]

- 県内52施設の全てから報告があった(個別施設の測定結果等は別添一覧参照)。

項目	対象施設数*2	報告施設数	未報告施設数	
			稼働	廃止等
ばいじん・燃え殻*3	52 (4)	52 (4)	0	0

*1 設置後1年以上が経過、及び設置後1年未満であっても測定結果の報告があった特定施設で、令和3年度内に稼働実績があるもの(年度途中で施設の廃止又は休止したものも含む。)

*2 *1の対象施設のうち廃棄物焼却炉

*3 ばいじん・燃え殻については、排出基準はないが、埋立等処分を行う場合には処理基準が定められている。

<参考資料：ダイオキシン類対策特別措置法関係>

○ ダイオキシン類に関する基準

1. 耐容一日摂取量 (TDI (Tolerable Daily Intake) ともいう。)

国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき量で、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量のこと。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第2条で $4 \text{ pg-TEQ}^*/\text{kg}/\text{日}$ (1日、人の体重1kg当たり) と定められており、この数値をもとに環境基準や規制基準が定められている。

※TEQ：毒性等量。ダイオキシン類は200種類以上の同族体・異性体があり、それぞれの異性体で毒性の強さが違うため、異性体ごとの毒性強度を考慮して算出した濃度であることを明示するための記号。

2. 排出基準

①大気関係 (本県に設置されている施設に係るもの) (単位：ng-TEQ/m³)

特定施設の種類	施設規模	排出基準	
		新設*1	既設*1
アルミニウム合金製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉：0.5 t/時以上 溶解炉：1 t/時以上	1	5
廃棄物焼却炉*2 (焼却能力 50 kg/時以上、又は 火床面積 0.5 m ² 以上)	焼却能力：4 t/時以上	0.1	1
	：2～4 t/時	1	5
	：2 t/時未満	5	10

*1 「既設」とは、法施行(平成12年1月15日)の際現に設置されている施設(設置の工事がされているものを含む。)をいい、「新設」とは法施行日以降に設置されたものをいう。

*2 廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2 m²以上又は焼却能力200 kg/h以上で、平成9年12月2日以降に設置工事が着手されたものは、新設の排出基準が適用される。

②水質関係 (本県に設置されている施設に係るもの) (単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉(燃焼能力 50 kg/時以上又は火床面積 0.5 m ² 以上)に係る 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設	10
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	

○ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻を処分する場合には、それらに含まれるダイオキシン類の量を3 ng-TEQ/g以内となるように処理しなければならない。

なお、H12.1.15より前に設置された施設から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻については、重金属が溶出しないよう次の処分を行う限り、この基準は適用されない。

- ①セメント固化、②薬剤処理、③酸その他の溶媒処理

○新設廃棄物焼却炉(法施行(H12.1.15)以降に設置されたもの)

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排水水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考						
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日							
(株)ソリタ	北杜市長坂町日野2312	2	H20.09.22	5.4	1,500	5	7.7	R04.03.04	R04.04.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R4.3.4の排出ガスの測定結果が排出基準を超過したため、施設を停止し、修繕を実施。							
						5	19	R04.04.05	R04.07.07											0.67	R04.04.06	R04.07.07	2.5	R04.04.06	R04.07.07	修繕後、R4.4.5に再測定を実施したが、排出基準を超過。このため、施設の停止を継続し、再度施設の点検及び修繕を実施。
						5	0.88	R04.06.22	R04.07.28											-	-	-	-	-	修繕後のR4.6.22に再度、排出ガスの測定を行ったところ、排出基準に適合。	
峡北広域環境 衛生センター	韮崎市龍岡町下條南割1895	3	H13.08.01	2.4	3,333	1	0.00068	R03.08.27	R03.12.28	-	-	0.042	R03.08.27	R03.12.28	0.000000012	R03.08.27	R03.12.28	溶融炉 燃え殻の結果は溶融物の測定値								
		4	H13.08.01	2.4	3,333	1	0.0020	R03.08.26	R03.12.28	-	-	0.10	R03.08.27	R03.12.28	0.000000012	R03.08.27	R03.12.28	溶融炉 燃え殻の結果は溶融物の測定値								
		5	H14.03.29	1.2	20	5	0.0036	R03.08.26	R03.12.28	-	-	-	-	-	-	-	-	ばいじん及び燃え殻は3号施設又は4号施設にそれぞれ排出されるため測定不可								
(株)シャトレーゼ豊富工場	中央市高部字明治1111-1	2	H16.05.15	3.56	154	5	0.40	R04.01.05	R04.03.09	-	-	0.040	R04.01.05	R04.03.09	0.19	R04.01.05	R04.03.09									
俣釜谷工務店山梨支店	甲斐市竜地3824-1	1	H13.10.01	5.9	178	5	0.26	R03.09.27	R03.11.01	-	-	0.14	R03.10.05	R03.11.01	0	R03.10.05	R03.11.01									
山梨県立八ヶ岳牧場	北杜市小淵沢町大平10061	1	H15.10.01	5.67	139.9	5	0.24	R04.01.31	R04.03.11	-	-	0.058	R04.02.01	R04.03.11	0.000020	R04.02.01	R04.03.11									
エルテックサービス(株)	笛吹市一宮町国分1014-1	1	H13.03.01	31.2	1,700	5	0.37	R03.05.17	R04.01.31	-	-	1.2	R03.06.19	R04.01.31	0.0091	R03.05.09	R04.01.31									
		2	H13.03.01	31.2	1,700	5	0.67	R03.12.13	R04.01.31	-	-	1.2	R03.06.19	R04.01.31	0.028	R03.05.09	R04.01.31									
中込建設工業(株)石和工場	笛吹市石和町井戸235	1	H15.04.01	0.918	186.6	5	0	R03.12.04	R04.02.04	-	-	0	R03.12.04	R04.02.04	0.061	R03.12.04	R04.02.04									

※ 甲府市内に設置されている新設廃棄物焼却炉の測定結果は、甲府市のHP(<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyojozen/daiokisin.html>)で確認願います。

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排水水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 【換算後】	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
甲府・峡東地域ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	1	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0034	R03.06.01	R03.07.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ばいじん、燃え殻はそれぞれ4炉の混合	
						0.1	0.00035	R03.09.01	R03.10.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
						0.1	0.00037	R03.12.01	R04.01.24	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
						0.1	0.00043	R04.03.01	R04.04.13	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0024	R03.06.02	R03.07.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					0.1	0.00042	R03.09.02	R03.10.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					0.1	0.0017	R04.01.06	R04.02.22	-	0.60	R03.09.03	R03.10.29	0.00054	R03.09.29	R03.10.29	-	-			
					0.1	0.00055	R04.03.02	R04.04.13	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	3	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0020	R03.06.03	R03.07.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					0.1	0.0016	R03.09.03	R03.10.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					0.1	0.00047	R03.12.02	R04.01.24	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
					0.1	0.00096	R04.03.03	R04.04.13	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
4	H26.09.25	0.9	35	5	0.00042	R03.09.02	R03.10.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
エイアンドエムカーベントリー株式会社山梨工場	中央市一町畑1085	1	H29.11.01	1.08	97	5	0.062	R03.09.08	R03.11.11	-	-	0.024	R03.09.09	R03.11.11	0	R03.09.09	R03.11.11	-		
(株)サンウッド	西八代郡市川三郷町大塚1108-15	1	H17.07.15	1.72	144	5	0.047	R03.12.16	R04.02.02	-	-	0	R03.12.16	R04.02.02	0.0029	R03.12.16	R04.02.02	-		
市川リース(株)	上野原市鶴川1409	2	H15.01.15	5.94	185	5	0.77	R04.02.25	R04.03.25	-	-	2.5	R04.01.21	R04.03.25	0	R04.01.21	R04.03.25	-		
富士吉田市環境美化センターごみ処理施設	富士吉田市3-11-32	5	H13.04.01	19.46	3,542	1	0.034	R03.09.24	R03.12.09	-	-	0.63	R03.09.16	R03.12.09	0.010	R03.09.15	R03.12.09	ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合		
		6	H13.04.01	19.46	3,542	1	0.0027	R03.09.24	R03.12.09	-	-	-	-	-	-	-	-			
大月都留広域事務組合ごみ処理施設	大月市初狩町中初狩3274	1	H14.04.01	13.5	2,167	1	0.0013	R03.05.26	R03.09.30	-	-	0.21	R03.06.27	R03.09.30	0.0077	R03.06.27	R03.09.30	-		
						1	0.0080	R03.10.27	R03.12.07	-	-	0.18	R04.01.12	R04.03.22	0.0024	R03.12.03	R04.03.22	-		
		2	H14.04.01	13.5	2,167	1	0.0074	R03.07.09	R03.09.30	-	-	0.44	R03.06.27	R03.09.30	0.0038	R03.06.27	R03.09.30	-		
						1	0.0018	R03.10.28	R03.12.07	-	-	0.28	R03.12.15	R04.03.22	0.0039	R03.12.15	R04.03.22	-		
楠舟久保	南都留郡西桂町小沼米倉3604-1	1	H18.11.20	3.5	157	5	0.75	R03.12.17	R04.02.03	-	-	0.012	R03.12.17	R04.02.03	0.032	R03.12.17	R04.02.03	-		

○既設廃棄物焼却炉(法施行(H12.1.15)前に設置されたもの)

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
(有)内田総業	中央市極楽寺神明161	1	H05.06.24	6.1	2,524	5	2.5	R04.02.21	R04.03.29	-				0.31	R4.3.2	R04.03.29	0.28	R04.02.25	R04.03.29	
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1080	1	H11.03.17	4.155	1,340	5	0.0000020	R03.12.07	R04.01.24	-				0.0077	R03.12.01	R04.01.24	0.013	R03.12.01	R04.01.24	(※)
北杜市北部ふるさと公苑	北杜市長坂町中丸916	1	H04.01.10	5.1	321.6	10	0.14	R03.06.24	R03.09.29	10	0.0033	R03.06.24	R03.09.29	0.00024	R03.06.24	R03.09.29	0	R3.6.24	R03.09.29	
中巨摩地区広域事務組合 清掃センター	中央市一町畑1189	1	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.035	R03.04.14	R03.06.10	-				0.62	R03.08.18	R03.10.28	0.00070	R03.08.18	R03.10.28	ばいじん、燃え殻はそれぞれ3炉の混合
						5	0.037	R03.10.27	R04.03.10	-										
		2	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.033	R03.04.20	R03.06.10	-										
						5	0.024	R03.09.22	R03.10.28	-										
		3	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.027	R03.05.26	R03.08.18	-										
						5	0.018	R03.12.06	R04.03.10	-										
中巨摩地区広域事務組合 衛生センター	中央市玉穂町乙黒1083-3	1	H04.03.22	6	487.5	10	0.0078	R03.06.30	R03.09.15	-				0.00041	R03.06.30	R03.09.15	0.0022	R03.06.30	R03.09.15	
湯澤工業(株)	南アルプス市六科字御崎410	1	H08.08.01	2.93	597	10	9.4	R03.10.21	R03.12.13	-				0.11	R03.10.29	R03.12.13	0.14	R03.10.29	R03.12.13	
(株)シャトレーゼ白州工場	北杜市白州町白須大原8383-1	2	H06.08.03	4.83	83	10	2.2	R03.09.29	R04.03.11	-				-			0.00062	R03.09.27	R04.03.11	集じん機がないため、ばいじんは測定不可
		3	H09.04.15		195	10	0.23	R03.09.28	R04.03.11	-				0.021	R03.09.27	R04.03.11	0	R03.09.27	R04.03.11	
よっちゃん食品工業(株)	中央市高部1921-1	1	S63.04.01	1.08	162	10	1.1	R03.11.07	R03.12.14	-				1.8	R03.11.08	R03.12.14	0.10	R03.11.08	R03.12.14	
山梨県西部家畜保健衛生所	韮崎市本町3-5-24	1	S58.10.01	0.96	34	10	0.11	R03.12.17	R04.03.11	-				0.012	R03.12.20	R04.03.11	0.000000024	R03.12.20	R04.03.11	
山梨県動物愛護指導センター	中央市乙黒字大明神1083	1	H11.03.29	2.7	86	10	0.000024	R03.10.18	R03.12.02	-				-			0.00051	R03.10.20	R03.12.02	集じん機がないため、ばいじんは測定不可 燃え殻は、2炉の混合
		2	H11.03.29	2.7	86	10	0.000028	R03.10.19	R03.12.02	-										
山梨県東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐栢1000-1	1	S57.11.13	0.96	34	10	0.31	R03.12.17	R04.01.25	-				0.021	R03.12.17	R04.01.25	0.017	R03.12.17	R04.01.25	
峡南衛生組合ごみ処理施設	西八代郡市川三郷町鴨狩津向1387	1	H06.12.01	12.125	1,875	10	0.20	R03.09.07	R03.12.15	-				110	R03.08.30	R03.12.15	0.46	R03.08.30	R03.12.15	ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合 ばいじんは焼成処理
		2	H06.12.01	12.125	1,875	10	0.19	R03.09.06	R03.12.15	-										

※ 甲府市内に設置されている既設廃棄物焼却炉の測定結果は、甲府市のHP(<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>)で確認願います。

※ 法施行(H12.1.15)前に設置された廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上で、H9.12.2以降に設置された施設は、新設基準が適用されます。

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排水水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
(有)ワタヒロ建材興業	南都留郡忍野村内野1951	1	H09.06.27	5.7	190	10	1.3	R04.02.25	R04.05.09	-	-	-	-	0	R04.03.10	R04.05.09	0.0025	R04.02.28	R04.05.09	
大幡建設(有)	都留市大幡3361	1	H09.12.15	7.07	190	10	0.016	R03.12.05	R04.02.14	-	-	-	-	0	R03.12.18	R04.02.14	0.062	R03.12.18	R04.02.14	
山中湖村クリーンセンター	南都留郡山中湖村平野506-1	1	H03.04.01	17.64	2,812.5	5	2.0	R03.07.09	R03.10.01	-	-	-	-	0.93	R03.07.09	R03.10.01	0.013	R03.07.09	R03.10.01	ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合
		2	H03.04.01	17.64	2,812.5	5	2.7	R03.07.08	R03.10.01	-	-	-	-							
青木ケ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ケ原514	1	S47.01.01	0.8	80	10	0.14	R03.12.23	R04.02.08	-	-	-	-	0.15	R03.12.24	R04.02.08				集じん機がないため、ばいじんは測定不可
富士吉田市環境美化センターし尿処理施設	富士吉田市小見見3-11-17	1	H04.04.01	8.5	544.7	10	0.036	R03.05.11	R03.09.13	-	-	-	-	0.00091	R03.05.11	R03.09.13				施設の構造上、ばいじん単体の取出しが不可
上野原市クリーンセンター	上野原市上野原8344	1(1号)	H09.09.30	17.038	2,500	5	0.019	R03.11.09	R04.03.17	-	-	-	-	1.7	R03.11.09	R04.03.17	0.013	R03.11.09	R04.03.17	ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合
		2(2号)	H09.09.30	17.038	2,500	5	0.037	R03.11.10	R04.03.17	-	-	-	-							
富士吉田市環境美化センターごみ処理施設	富士吉田市3-11-32	4	H03.04.01	0.96	35	10	0.88	R03.06.16	R03.12.09	-	-	-	-	0.00016	R3.6.16	R3.12.9				施設の構造上、ばいじん単体の取出しが不可

○アルミ合金製造施設

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(t/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排水水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考	
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日		
南菱和産商	蘆崎市大草町下条西割新田町956-2	5	H09.07.01		3	5	0.00035	R04.03.11	R04.04.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	